

書評

義江明子著 『古代王権論』

―神話・歴史感覚・ジェンダー―』

小林 昌 二

はじめに

本書は、第一章系譜、第二章神話、第三章王権、第四章女帝というタイトルの下で論述されていく。その各章にそれぞれ扉があり、ここでその章の要約が示されているのであるが、本書の全体は、序に当たる「はじめに」でその目的、方法、構成が述べられている。そこで本書の目的・姿勢について著者は、日本古代の天皇制の起源を問うという、孤立した島国の日本史の特殊性の解明に向けられてきた既往研究史への批判的克服においており、その向かうところは世界史上の王権と並ぶ王権の一つとして相対化し、とらえることにある旨を説く。ここではまずその構成の意図に目を向けると、第四章は第一章から第三章の「集大成」とある。

その第四章女帝は、古代王権論の学史になお牢固としてある男系天皇論を支えてきた女性天皇「中つぎ論」を、本格的に克服しようとする研究成果であり、著者がそのためには性差を去って、女性天皇がいかなる王者であり、何を追求した天皇であったかを、客観的・具体的に新しく論じた点にある。

言うまでもなく女性天皇は、日本古代史を骨太く彩る特色であり、これ自体を見定めることは「女帝を見れば、日本の歴史がわかる」とするには及ばないとしても、古代王権の特質とその王権史などが明らかになることは間違いない。

かくして本書の最後の第四章の論述からまず見ておくことが、本書『古代王権論』の議論を理解する上で迂遠にならないといえよう。

一 王者としての女性天皇理解

その第四章の扉で著者は、次のようにこの章の目的を述べる。

「本章では、小首長から豪族まで、各レベルにおける女性統率者の存在を、女帝出現の史的前提Ⅱ裾野として重視する。女帝だけを特別視するのではなく、『女帝』と『男帝』の双方とともに、重層する支配構造のトップに位置した王者としてとらえる」という。この後段の「トップに位置した王者としてとらえる」ということは、当たり前のようだが、女性天皇論の学史を紐とけば、その性差を取り去って議論するということはそう簡単なこととはいえず、これ自体がきわめて斬新な理解を予告している。このような観点から著者が論じる第一は、史上

で確かな、はじめてのトップの座に即いた推古女帝からとなる。なお前段部の女帝出現の史的前提＝裾野のことは、三でも扱う。

その推古女帝は、即位に至るまでに「オオキサキとしての十分な統治経験を積み、豊富な人脈を築き上げていたとみるべきであろう。」と、自著専論と近年の研究成果を受け止めて述べ、続けて「弟の崇峻が蘇我馬子に殺されたあと、こうした実績と資質にもとづき、群臣は、『敏達皇后額田部皇女』に『踐祚』を請い、『天皇の璽印』を奉ったのである」とする。だがその即位を語る『日本書紀』には、後者の因果関係をこの前段部で記されたような実績や資質についてあいにくと述べられていない。

だが著者は、ここに欽明以来が世襲王権の時代であることを見出し、その成立が「部民制の重層的支配関係の構築と表裏一体の関係にある」といい、「宮を伝領しそこに付随したトモーベの奉仕を受ける有力男女王族が群臣とともに王権の機構を分掌し、次期大王を輩出するシステムが形成」されていくと見てとる。そしてこのシステムのもと、「王位継承候補者群たる有力王族には、女も含まれる。その土台には、双方向的親族関係に添った男女の相続原理があった。宮の伝領・経営には、男女がともに関わり得たのである。」(一八六頁)ことを強調し、王族の宮経営と財務、人事に男女の王族の関与を指摘し、それは推古が敏達の「オオキサキ」として王族を束ねる長老女性の政治的立場を確保したこと、これが研究史上の大后権であるとして従来の天皇の正妻として理解した見方を批判している。つまり従来は、推古＝額田部皇女を敏達天皇の後以上には理解してこなかったが、近年では著者の精力的な研究の成果を反映してか、推古女帝の資質・能力とその物的な基盤の強調は、通説化する様相にあるともいえるが、なお本書ではさらに当時の社会構造をなすトモーベ、ウヂの物的基盤に肉薄した理解で

あり、聞くべき見解といえよう。

第二に、皇極Ⅱ斉明女帝Ⅱ宝皇女を論じている部分を見ていく。

その宝皇女という「宝」の名は、「母を通じて蘇我系、父を通じて彦人大兄系（息長系）の財を豊かに受けついたのであろう。」といい、「宝は父母双方からの財に加えて、舒明皇后としての権威と地位を背景に、天智・間人・天武からなる同母子集団の女の長Ⅱミオヤとして、宮の経営を通じて豪族たちとの広範な人格的関係を築きあげていたと推定されるのである。」という。このように推測を含むとはいえ、推古女帝とも通じる宮の経営基盤が想定され、その莫大な資産とその運用にも長けたこの女性が、大王に即位したというだけではなく、群臣推戴システムと密接する終身在位の慣行を破って生前讓位をはじめて行ったことにより、「皇祖母尊」の号を奉呈され、「前大王として王権を構成する公的地位」を得て、王権中枢において大王と並ぶ権能を行使していたと論じている。それが単なる名目にとどまらず、権能の伴うことを孝徳即位直後に「天皇・皇祖母尊・皇太子（中大兄）」の三者が、群臣を集めて君臣の盟約を行う『日本書紀』の記事などから確認していく。なるほどかく理解してこそ、再度の即位がおこなわれたことも分かりやすい。

そして女帝第三の持統女帝におよぶが、著者は、一転、持統の統治者としてのキャリアの実績が、夫の天武の即位に伴う立后以後と見定める。その実力発揮が天武崩御のモガリの宮にある間における「後継争いの先手を取って大津皇子を倒し、他の天武諸皇子を抑えて王権を奪取したのである」とすることに強調点をおく。遅咲きの闘争的な手腕発揮を群臣に見せつけた旨を述べ、その即位の方式ではこれまでの「群臣のレガリア推戴」方式を変更に、形骸化して、天皇を「ミカドオガミ」せしめて神にも見立てさせる即位儀礼を実現し、国家君主の地位を

確立したと述べる。著者はかかる経過から持統が王権形成史上の転換期の王であったと評価する。孫の文武天皇即位宣命には持統が「天つ神の御子」として「天神の依し」を承けて皇位を伝えるという点に注目して、ここに父系直系継承の論理は微塵もないと断言する。かわつて「天上から降臨したと観念される王が代々の王位を継承していくこと、それが「アレツグ」なのである」という君主観を見出し、ここに七世紀末〜八世紀初めの大きな転換期の内実があると論述していく。

続く第四は、まさにその転換期での元明・元正女帝の時代になることを論じる。

それは大宝令が制定され、その中に「太上天皇」と「皇太妃」が書き込まれ、持統太上天皇と草壁妃の「皇太妃」の称号と地位の創出が図られたこと、その後者は史実とは異なる後追的な創出であり、これによつて「皇太妃宮職」が実現して文武を補佐したのであるとする。そして文武天皇の、母阿閉皇女⇨元明への讓位とは、母阿閉が行使していたその統治機能の顕在化になるものという。

この元明の即位宣命には、先立つ持統の文武への讓位に際しては見えなかった「皇太子嫡子」と「不改常典」の二つがつけ加わつたことに著者は着目し、これによつて「群臣関与を排除した讓位」説に与する「神話的継承観から血統的継承観への転換があつたことが分かる」とし、いまだ「父系」とはいいがたいことを指摘する。

そして聖武の即位宣命には、皇統上の擬制的な母子関係があるとする近年の指摘によりながら、嫡系継承がスムーズな移行を見たとし、しかし大事なことは、これがなお確立したものではない、と注意を喚起し、それ故に起こる次の女帝による道鏡擁立をめぐつて、王権と群臣との対立につながっていくと論じている。

ではその最後の孝謙⇨称徳女帝をどう見ているのかである。

阿倍皇女の立太子に当たって、草壁嫡系継承の観念が表明されていたことに注目した著者は、だが、貴族支配層全体が嫡系継承を唯一の正当な皇位継承方式として認めていたわけではないと述べ、それは橘奈良麻呂の謀反計画で知られるとする。すなわち阿倍の立太子も即位も認めない動きが、従来は女性であるが故と解釈されてきたことに對し、群臣がえらぶものとしている点にあったとする新しい見解を示す。また孝謙女帝は、先帝聖武の遺詔を引き合いに出し、現帝の自由裁量があるとし、つまり王権側の自律的な皇位継承の実現というフリーハンドがあることを称えてこれを行使、またしようとしたと理解する。ここで著者は、なお群臣がえらぶという意識がなくなつたわけではなく、先帝遺詔と群臣推戴との緊張が孕まれた併存があり、併存が奈良時代の支配層の共通合意であつたと説いている。

そして再び称徳天皇となつた王権が道鏡を即位させようとしたことは、天平期の基本的な国家政策であつた仏教を軸に、王権を国家統合せしめるために、王位選定の自律性志向が先鋭化して現れたものという。すなわち統治経験を積んで実力をつけた孝謙Ⅱ称徳が仏教による国家統合に取り組んだ王者であつたと提言し、貶められがちな女帝評価を批判している。この見解は近年の個別研究の成果によるものであり、性差を取り去ってみればこうした提言は傾聴すべきものと考ええる。

このように本章には、推古く孝謙Ⅱ称徳に至る六人八代の女性天皇たちがいかなる王者であり、王権史上で何を追求した天皇であつたのかを具体的に論じている。また本書のタイトルである古代王権論に即してなお最後に次のような要約と結論が続く。

その第一は、王権の直系継承は、なお自明ではなく、七世紀末く八世紀初めによく確立した国家君主の地

位を王権主導で継承していくために、新たに選り取られた一つの選択肢だったとする（二二六頁）。

この前史に五世紀までに「共立」く群臣推戴の段階があり、また六く七世紀に世襲王権の成立を見て、群臣推戴に対抗し、実力ある王の遺志が力を得て次期王を選定するという段階を画したと指摘する。いきおい六世紀代の世襲王権成立期の王位継承における候補者群の有力王族には女性も含まれ、その土台に双方向的親族関係の相続原理があり、宮の伝領・経営に男女がともに関わり、能力と実績をもって王位継承に当たったことが確認される。具体的には群臣推戴方式で登場した推古に始まり、以後の各女帝がこれに対抗し、その緊張関係の下で政治的な実力と実績とを示し、権威を強めて王権側における自律的な継承の実現というフリーハンドを行使し、王権を担って展開する女帝の姿を見出してきた。これが著者の具体的な古代王権像であるといえよう。

二 女性大王・天皇の基盤

第四章女帝が、初めの第一章系譜から第二章神話、そして第三章王権での考察による結果を論拠として、男系天皇論を支えてきた女性天皇「中つぎ論」を、本格的に克服すべき論述を進めたことが理解できたと考える。したがって次には女帝を育んだ当時の生産体制や相続制度など権力基盤の性質について、その分析の切り口を系譜や神話というべき史料群に求め、ここから引き出された王権につながる一端から、一步一步王権論に上り詰めていく研究の手段と手続きをもつて丹念に織りなす著者の手腕を見ていくことになる。

推古に始まる女帝をも、ごく当たり前に包摂した王権が権力結集の梃子にした「王統譜形成」を理解すること

が、もう一つの王権基盤を意味することとなる。この「王統譜形成」それ自体の歴史分析の基礎作業が本書の第一章「系譜」に当たる。

著者は、まず古代系譜に、「娶・生」を記す類型（b）を『古事記』や「天寿国繡帳」などに見出し、これを「父方母方双方の親子関係の連鎖を記したきれいな双系的系譜の構成が見えてくる」（9頁）と述べる。ついで「娶・生」文言のない「海部氏系図」など典型的なタテ系図のタイプに「父子」関係を記す第二の類型（a）が見出され、これが地位継承次第系譜であることを指摘する。

ここでは確かな着眼から二つの類型の事実が引き出されている。そして類型を生み出した社会の歴史につながる名称が与えられている。まず類型（b）の「双系的系譜」は（12頁）父母が均等の重みを持つ双系（双方的社会とか、双系（双方）的親族関係による社会に相即的な所産といえる旨を述べる。この点はなお三でも後述する。

もう一つの類型（a）は、祖先以来の系譜を王権に奉仕して来た歴史としてその地位を表現するものであり、王権のあり方に相即した類型に当たるものとされる。

ついで「表1古系譜類型一覧」（20頁）に集約された系譜を見渡して、親子関係を文で記す（a）（b）二類型の文章系図に加えてなお親子関係を線で記すタテ系図、つまり父系出自系譜とを加えて改めて3つ目の類型（c）があることを確認していく。

一見親子の直系系譜に見えるものも親子関係が擬制されていることを析出して、記紀の王統譜においても同様のことがあると論証する。そうしたタテ系図が十世紀以降に文章が消えてタテの意味も消え、ヨコ系図に移行す

るといふ。見過ごしがちな新たな指摘である。

ついで以上を前提に、現存最古の系譜である稲荷山鉄剣銘の分析が展開する。上祖オオヒコからの意味をその「上祖」語の分析から解き明かす。これが地位継承次第タイプの古系譜で冒頭に据えられた祖先表記を後世「始祖」の語に解消したウヂ固有の歴史意識を固着させた祖先と提言し、ウヂ分析への新たな視点を提示する。そしてオオヒコについて、オオヒコの英雄伝承と系譜を軸に形成された「原ウヂ」が、後に大王を中心とする支配組織に組み込まれることとなったものと見る。ここで「世々の奉事」とあるが、未だ王統譜に定着するに至つてはいないとする。著者は、英雄伝承の形成期にあるものと見立てて、王権はこれらを取り込んで王統譜を確立していくという歴史過程を構想している。ここにおける王統譜の確立過程をどう見るのか、なお課題があることは三で後述する。

次に本書に見える多々ある魅力の一例を掲げる。七支刀六十二文字を囲い込む金象嵌囲み線のあることや稲荷山鉄剣の地位継承次第八代を記した銘文が刀剣の中央鎬稜線にあることに鋭く着眼し、そこに呪力が語られていると指摘していることにある。この着眼に始まり、海部氏系図などのタテ系図にみられる人名上をなぞる直線が人名を貫いていることに及び、これを稲荷山鉄剣の鎬稜線に相当するとしてその残映を示す線ではないかと問題を提起していくことにある。このように、なるほど史学は文字が研究手段ではあるが、その文字記述の素材や位置などから文字がいかなる機能を負つて用いられているかという史料読解の前提をも見据える見事な手腕を見せている。

類型系譜の (b) Ⅱ 「娶・生」の代表例は、「天寿国繡帳」に見られるとし、これを六世紀半ばに作成され始

めたらしいとする。それは五世紀後半以後の「原ウヂ」の氏族組織が整ってくることに伴う複数ウヂをつなぐ、男系・女系の婚姻結合における個人毎の系譜表現に当たるとする。これが族長の継承を軸に氏びとが結集され、七世紀後半の天智朝の氏族政策を経て、八世紀に父系出自集団へと緩やかに変貌していくとする父系展開の過程をここで説いていく。古代の人々が「過去に向きあう」場合には、タテ系図の名前の上に貫く実線の先にある「祖」とつながる歴史認識をもつ「祖の子」を意識するものであったといい、同祖同族系譜や王統譜との関係形成の秘鑰にせまる。その「祖の子」の位置から祖名を連称していくと、この連称の語りにおける可塑性、互換性が明らかになり、系譜共有への筋道が辿れることになるという論証も説得的である。このように王統譜ありきではなく、同祖同族系譜の有り様が王統譜形成にも作用した側面をとらえだしたことは、政治的な古代の「ウヂ」が王権による上からの一方的作用により編成されたという見方に対して、下からの欲求を掬い組織化するという権力増殖の相互作用を見出す形になっており、著者も「王統譜解明の新たな視点も見えてこよう」というように、ここに新たなウヂ論の展開が見られるといえよう。

次に第二章「神話」を見てみたい。

ここでは、雷神になった蛇神を祭る三輪山信仰、常陸国風土記の「妖しい蛇」にとどまって祭られた麻多智伝承やまた蛇神が雷神になり損なった嘯時臥山伝承、あるいは偉大な雷神に成長した賀茂社由来譚が分析される。雷神でありながらヒメと見合い、その子神が再生され、雷神になっていくというこの神話にはヒコ・ヒメが登場するが、ヒコの影が薄いこと、そして男神・女神の物語には男女首長の伝承の投影を見出すといい、女性首長の語りがありうるとする。かかる視点から「下鴨系図」にみる男性祝と「斎祝子」とが「御阿礼神事」に奉仕した

「ヲトコ」と「ヲトメ」の役を各々務めることを分析して、別個に交代し、長期に渡って奉仕した姿を見出し、いく。後に豪族祭祀から王権祭祀の神に上昇する時に、女性祭祀者の神秘的権威化が押し進められたと説く。

さてまた「各地で信仰されていた民衆と豪族の蛇神と雷神を王権が圧伏していく」（一二二頁）などの王権神話の形成が、いかなる論理で展開するののかについて著者はさらに神話の中に追う。そして三輪山信仰から箸墓伝説における「ヒメの死」に行きつく。小首長や豪族の物語には子神の誕生が伴うことに対してその異例な点に王権独自の物語の創出を見出そうとする。その岐路に位置する神話がスサノオの「ウケイ」による神の誕生であり、さらに天孫降臨により神の子孫があることだとする。もはや神婚による神の誕生を必要としないことを強調する。とはいえ著者は「天孫降臨神話の形式は、氏族たちのもつ様々な“天降り”伝承を取り込み変容させつつすすめられたのだろう。」ことを説く。

そして雄略における雷神をとらえた伝承と推古朝における雷神を掴まえた伝承を分析して、その力が推古以降の王権に始めて明確に備わった力であり、それは普遍的宗教としての仏教であったとする（一二七頁）。この具体的分析も新しい成果と考えられる。

こうして著者は、王権が王統譜を備え、これをまた神話として語る段階に至ったことを示す。豪族系譜と王統譜、豪族神話と天孫降臨神話は、ウヂを組織したトモーベ制の上に構築されたと見て、新たな王権を論じるべき地点に立ったのである。

その第三章王権は、「王権」が「奉事根源」を示す氏族系譜の結集軸であった王統譜形成から、これを時間軸に沿った歴史記録へ転化していく過程（一三〇頁）を伴ったことを著者は論じて、記紀の王統譜研究の学史がも

つ限界に挑戦し、その相対化を図ることに向けていく。そしてその方法について「記紀以外の確かな史料を定点としておこなわなければならない」という原点を説き、実践している。

その手始めは『宋書』にみえる「倭姓」の分析であり、また三韓史や琉球史などとの比較からである。「倭姓」は、外交上の「名のり」であると指摘し、王権がその「名のり」の中から王姓を名のりはじめるとし、倭王も五世紀頃までは配下の豪族たちと共通する呪術的名を名のりしたが、後にウジ名をもたない王権が発生していくことに注目する。

かくして「記紀の王統譜は、六世紀以降の王統譜統合の原理に添って編み上げられた一つの体系をなしており、過去の天皇名は、その体系の中にそれぞれの意味をもってはめ込まれているのだ」（一三五頁）という。それ故にかかる観点から王名の表（一四六〜四七頁）を掲げて分析していく。

I 美称、尊称を連ねた名、II 簡略な実名、III 称号と実名の三種に分類し、I 架空、II 以降に実在性が高い鳥の名や出生時の身体的な特徴、讀え名に男女の区別がない、モノと一体化する呪術的な觀念からする名が特徴であると指摘し、「五世紀頃までの倭王は、配下の豪族たちと共通する呪術的名を名のり。」（一五三頁）という。また「当時の倭王は、連合を構成する有力首長たちの中から呪術性も含めて軍事的統率力にすぐれた者が争いを勝ち抜き選ばれて王位にいたのである。」（一五三頁）とも説いている。

次に「部名王名」は、六世紀以降の男女の有力ミコの経済基盤となるべき「べ」（部）がそれぞれの宮に奉仕するものとして設定され王族群の成立により、「王族支配は新たな段階に入る」ことを指摘する。そしてこれが「部」の設定による過去の「王」の「史実」化をもたらし、その作られた「記憶」が王統譜の擬制的同祖同族系譜を

形成していくことも述べていく。次にその核心を本書から引用する。

「六世紀以降、一系的王統譜の形成をめざして、何次にもわたる組み替え・加上等がなされてゆく。そして最終的に王位の父子直系継承が現実の課題となった七世紀末〜八世紀はじめに、「コ」のつらなりを“父子直系”に読み替えた王統譜が文字化し固定するのである。これ以降、固定した王統譜を出発点に時系列の歴史意識が形成されてゆき、各氏族は王統譜を参照軸として自らの系譜し歴史の主張を塗り替えていくことになる」（一七一頁）と提言している。

こうして著者は、父子直系に塗り替えた王統譜から王権の歴史を絶対化して議論を進める研究に対して、消された女系の存在可能性を救い出す論理を鍛え、かつ冒頭で述べた第四章女帝の検証へと向かったのである。

以上見てきたように、本書を論理と論証の、換言すると理論と実証の両面において見たとき、随所に史料の新しい見方とその意味を比較して絞り込み、新たな知見に導くみなみならない史料読解が切り開かれていく古代史の実証と手腕とを見出すであろう。さらにこれをあらたな論拠に論点を掘り下げ、広げるとともに東アジアや世界の王権の事例とも比較して普遍化を行い、その意味、意義付けをすすめて新しい問題領域を提言していることも確認できたであろう。学ぶことの多い貴重な一書である。ここで学んだいくつかの疑問と注文を記し、責めを果たしたい。

三 社会と権力の関係をめぐって

一の冒頭で本書第四章扉から引用したように、「本章では、小首長から豪族まで、各レベルにおける女性統率者の存在を、女帝出現の史的前提Ⅱ裾野として重視する。」という観点は、本書における社会と権力の関係を解明する上で魅力ある視点として学んだ。この視点は第四章では次のように結実する。

「六・七世紀当時の王族・豪族男女は、それぞれが経営拠点としてのミヤ（宮）／ヤケ（宅）を持ち、（中略）双方向的な親族関係にそって、父方母方双方から男女子に伝領されていく。（中略）通常、ウヂは経営の拠点としてこつしたヤケを複数もつ。そのうちの一つを伝領した女子が王のキサキになると、彼女のヤケは王権機構内としてのミヤに転じ、そのことよつてさらに多くの財を集中させ、所生の王子王女の経済基盤となる。（以下略）」（二七八頁）と。

六・七世紀の政治と社会との連関は、ウヂを介して説明されなければならないが、その点を斬新に述べて、またわかりやすい。

さて王権論が、かく説明されるとき、王権を成立させている中央・地方の豪族層においてどうであつたかが、まずもう一つの観点になる。つまり「小首長から豪族まで、各レベルにおける女性統率者の存在」を具体的に考えるならば、それはトモーベになるが、その伴造・国造に女性がどの程度いたのか、記紀批判をもとより必要とするが、なかなか見いだすことができない。このようにして政治権力の裾野を重視すると、女性王を支える女性の族長や伴造・国造がある程度いてもよいという議論になるのか、そうした議論は要らないのか、ここに本書が切り開いた地平にはこの一つの問題があるといわなければならない。著者が目指したものには、近代日本古代史学が生み出した津田左右吉に始まり、井上光貞に基礎づけられた古代史の記紀批判の方法において、記紀以外に

新たな定点を求め、その王権と王統譜の成立を六／七世紀に求める議論を進めた意義は大きい。これを進めれば進めるほどそれが、以前の歴史へのまなざしを深くするものであることが望ましいこととなる。

第二には、稲荷山鉄剣記載の「上祖オオヒコ」が持つ意味についてである。このことは、「上祖」と「オオヒコ」とが雄略の時代に記載されていたことにある。著者が、記紀の王統譜が既に存在したことを意味するものではない旨をのべて、オオヒコの英雄伝承と系譜を軸に形成された原ウヂが、やがて王統譜中に定着されるに至ったことを示すに過ぎない、という。たしかに記紀に見るような王統譜への完成にはなお時間を要したとすることは妥当であろう。しかしその英雄伝承は、個別ウヂの英雄オオヒコ伝承が展開している段階にあるものだととらえ、後で王権がその英雄伝承を取り込んだという考えである。そのオオヒコ伝承を英雄伝承とすることは説得的で納得できるし、また始祖ではなく上祖だとしていることも大切である。だがこの段階を指して原ウヂ段階を説くのであれば、その王権の原型の成立とその作用をも見出すことがなければオオヒコの名称が宙に浮き、整合性を欠いてしまう。やはり一つの段階を画していることを考えるべきではないだろうか。王統譜を完成したのみをさしていうよりもその諸段階が構想されてしかるべきではないか、と思う箇所である。

第三に、古代王権論が本書のタイトルであるために、その社会論に及ぶことはいささか躊躇われることになるのだが、しかし前掲第四章冒頭扉の「近年の古代親族研究が一致して明らかにするところによれば、古代の日本は本来、非父系の双系（双方）的社会だった」という社会論から、王権の「その土台には、双方向的親族関係に添った男女の相続原理があった。宮の伝領・経営には、男女がともに関わり得たのである。」という記述は本書の各所に見出される。

本書の論述は、この社会論と密接して一系的父系王権論を批判し、克服する研究成果を結実させたものである。だがこの関連は難解である。著者が「近年の古代親族研究が一致して明らかにするところによれば、」と慎重に表現をしているが、それはあくまでも親族関係から見たにすぎないのであり、従つて血縁から見た議論である。社会論になるためには、地縁関係による社会紐帯の側面を、未熟ならば未熟と併せて示す必要があると考える。確かに、かつて母権制から父系制社会への一列の展開を考えていけば古代社会論になった時代は終わったと見てよいが、古代親族研究から直ちに社会論が成り立つかのように理解できるか容易ではないと考える。

いち早く双系制社会論に立つて古代社会論を論じられた吉田孝氏は、その社会を原生的共同社会と呼び、地縁的な関係が微弱で流動的な共同体社会の特色をもつことを述べて、原始的社会との相違を示そうとしていたが、その関連は定かではなかったと思う。本書を読みながら、父系制への展開を中国古代王朝の政治や文明の影響だけからとらえているかの印象を受けるのは、日本古代社会の内部から展開していく家父長制の要素が位置づけられていないことによるのではないかと考えさせられた点である。

親族関係・血縁は、いかなる行き過ぎた家父長制の中にあつても、当たり前前のことであるが強靱に生き続ける社会の不可欠な絆であり、完全に排除できるものではないという程度の意味である。

荒木敏夫氏は、「男尊女卑の思想は中国に早く成立し、倭国や新羅が女帝を生み出す七世紀には強固な思想として東アジア世界を覆っていたのである。」として「大切な点は、倭国や新羅―次に述べる唐でも―、そうであるにもかかわらず女帝を生み出していることであろう。女帝研究の重要性がこの点にも秘められているのである。」(『日本の女性天皇』小学館文庫二〇〇六年)と、含蓄のある指摘を行っている。これを私なりに汲みとつ

てみると、男尊女卑の思想の下でも、王権における女性の王は、政治的社会的狭い秩序の網目を超えて出現してきたし、出現する事実への問いと考える。ここには社会とは異なつた権力と政治が、独自に機能する領域も課題として存在していると想うのである。

最後に以上、多くのことに触発されたことに感謝して擱筆をしたい。(小林昌二)